

第 4 7 号議案

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

亀岡市長 栗山正隆

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 4 2 年亀岡市条例第 3 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める。

(亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第 2 条 亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員の定数等

を定める条例（平成18年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（亀岡市国民健康保険条例の一部改正）

第3条 亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第1号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同条第2項及び第3項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

（亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第4条 亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年亀岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第4条の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案要綱

- 1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係する4条例について所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行すること。ただし、一部の改正規定については、平成26年4月1日から施行すること。